永続的な繁栄のための

# 事業承継ニュース

2022 SUMMER Vol.31

経営
事業承継時における金融支援

税金
中小企業投資育成会社の利用が
事業承継対策になる？

自社株
拒否権付株式（黄金株）の活用

コラム
「特定財産承継遺言」を利用した
預貯金の相続における留意点

経営を安定化させ、新たな挑戦に取り組む株式会社サンエー緑化の加藤一利氏

場合、同族株主間で贈与や相続する際の評価額が下がることは間違いありません。

もし、こうした第三者割当増資後にオーナーが死亡すると、低くなった自社株式の評価額が相続税の課税価額となり、事業承継時の税負担が軽減されます。もちろん、贈与の場合も同様です。このように、**中小企業投資育成会社から出資を受けると、結果的に事業承継対策になることもあります。**

## 中小企業投資育成会社を利用する際の注意事項

出資者の中小企業投資育成会社が期待するのは、投資した株式からの配当です。通常の株主に対する配当と同様の配当を求めるほか、経営成績が厳しい時でも内部留保があれば配当を求めることもあるでしょう。そして、出資先企業が上場した場合のキャピタルゲインも大きな狙いといえるでしょう。上場は出資時の必須条件ではありませんが、上場・非上場を問わず、継続的な成長と配当を求められます。

また、過去には、企業が中小企業投資育成会社からの出資を解消しようとした際に、法人税法上の評価額より低価額での出資だったにもかかわらず、解消時点の法人税法上の財産評価額で買い取るように申し入れられた例がありました。例えば、時価50,000円であったときに20,000円で出資、15年後に会社が買い戻そうとしたときに、時価80,000円で買い取ってほしいというわけです。もちろん交渉の余地は充分あるものの、このような事態があることも踏まえた上で、出資の受け入れを検討すべきでしょう。少なくとも、**株式評価額の下落を主な目的とする利用は控えたほうがよい**でしょう。

事業承継実践企業

## 会計事務所と共に特例承継計画を作成し、特例事業承継税制を活用して株式を承継

**地元越谷市を中心に造園土木業を営む　株式会社サンエー緑化　代表取締役　加藤一利（かずとし）氏**

加藤一利氏

加藤一利氏は、高校卒業後、先代の勧めで夜間の土木科に通いながら昼間は会社の手伝いをし、その後元請けの会社で4年間修行した。株式会社サンエー緑化に入社後は、修行時に培った建設土木業のスキルを活かしながら研鑽を積み、2009年に代表取締役に就任した。

承継後は、最初の10年のテーマを「経営の安定化」と定め、下請けメインから元請けメインへシフトすることを目標に、毎日市役所等への名刺配りを始めたという同氏。「徐々に随意契約の仕事が増え、安定してお仕事を頂けるようになった。また、会計事務所が毎月来社し相談に乗ってくれるおかげで、単月の進捗状況をもとに決算までの見通しがつき、安定した結果が出せるようになった」と満足気に語った。

しかし、その裏で株式の承継が大きな課題としてあり、「全株式を承継したのは昨年10月。本当は毎年非課税枠の中で少しずつ株式譲渡を行えばよかったが、なかなか先代が決断を下せなかった。年月が経ち、先代の気持ちが固まったところで、会計事務所のサポートを得ながら特例承継計画を作成し、特例事業承継税制を利用して無事すべて承継することができた」と話した。

今後について一利氏は、「これからの5年は『会社の若返り』として、数年前から新卒採用に力を入れている。10年先も見据え、若手を育てていきたい。また、『安定している時こそ改革』という先代のことばを胸に、会社が永続できるよう、新たな事業の柱作りにも挑戦し、大好きな地元に貢献していきたい」と微笑（ほほえ）んだ。